

平成 21 年 6 月 12 日

各 位

日本インベスターズ証券株式会社  
代表取締役社長 三住 詔夫

### 当社に対する行政処分について

平素は弊社をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、昨年 11 月に関東財務局による検査を受け、本年 5 月 29 日付「当社に対する検査結果に基づく勧告について」にてお知らせしました通り、同日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、行政処分を求める勧告が行われていましたが、この勧告に基づく業務改善命令を、本日、関東財務局長より拝領致しました。(当該命令内容については別紙をご参照ください。別紙は原文をそのまま記載しております。)

お客様並びに関係者各位の信頼を損ねる結果となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、今回のご指摘を踏まえ、より一層の内部管理体制の強化・充実を図ってまいり所存でございます。皆様におかれましては、引き続き弊社をご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。また、今後の当社の抜本的な改善策の進捗状況等につきましては、随時お知らせしてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

【お問合せ先】 管理部コンプライアンスグループ長 小柳 (03-3560-0903)まで

## 【別紙】

### 日本インベスターズ証券株式会社に対する行政処分について

- 1 日本インベスターズ証券株式会社(以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。  
(平成21年5月29日付)

○ 外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客分別金の信託不足

当社は、前回検査において顧客分別金の信託不足につき指摘を受け、これに基づき業務改善命令を受けたにもかかわらず、今回検査においても外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客の計算に属する金銭(以下「解約代金等」という。)について、当社取締役副社長(当時。現代表取締役社長。)の決定により、分別管理を行わないまま業務を継続していた。

その結果、当社は、平成19年10月22日から検査基準日(同20年11月18日)までの間に57回到来した顧客分別金必要額の差替計算基準日において、解約代金等につき25回の顧客分別金必要額への未計上が認められ、顧客分別金の信託不足(5回、最高額 約139百万円)を生じさせた。

当社及び当社の役員が行った上記行為は、金融商品取引法第43条の2第2項に違反するものと認められる。

- 2 以上のことから、本日、当社に対し、金融商品取引法第51条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

#### 【業務改善命令】

- (1) 分別管理に係る手続きの点検・整備を実施し、顧客分別金信託が適切に行われる態勢を構築すること。
- (2) 前回の業務改善命令と同様、再び顧客分別金の信託漏れを指摘されたことを踏まえ、根本的な原因を究明し、責任の所在を明確化すること。
- (3) その上で、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実、強化を図ること。
- (4) 役職員の法令遵守意識を高めるよう必要な研修等を実施すること。
- (5) 上記について、その対応・実施状況を平成21年7月13日(月)までに書面で東京財務事務所へ報告すること。